

＜苫小牧＞思想と信教の自由を守る苫小牧集会

## 自治体・町内会と神社の関係をどうすべきか

今年の2月11日、苫小牧市では石田明義弁護士を迎えて「砂川政教分離住民訴訟の最高裁違憲判決の現代的意義～自治体・町内会と神社の関係をどうすべきか～」と題しての講演をしていただきました。実は昨年は原告の加藤正勝氏と谷内榮氏をお招きして講演をしていただいています。2年連続のテーマにもかかわらず、会場が一杯になるほどたくさんの方が講演を聴きに来て下さいました。

この訴訟において最高裁大法廷は違法に貸し続けてきたのは特権の供与であると違憲判決を下したわけですが、その問題の解消については札幌高裁に差し戻されました。そこでは、これからについてこの状況をどのように解消するのか、という問題と、過去に発生したものについてどのように解消するのかという問題が問われています。しかし、後者についてはいまだに解決を見ていません。そこに地域社会と神社神道との密接な関わりが見えてきます。それは砂川市においてこの訴訟についての支援と理解がなかなか得られないことからも見えてきます。また民主党の憲法提言などを見ても、政教分離が曖昧にされる方向に動いています。それは多数者への寛容を求めずに少数者に寛容を求める発想であると言えるでしょう。

それは苫小牧市でも、また全国の自治体でも変わりません。そこにある本質的な課題は、少数者の思想と信教の自由を守るためにどのように社会の理解を求めるのか、という点にあるように思います。そのためにこの砂川政教分離住民訴訟の最高裁違憲判決が持つ意義は大きいと言えるでしょう。(参加者 57名)